

障害者差別解消法に基づく対応要領の策定状況等について

(2023年4月1日現在)

1 相談窓口の設置について

すべての市町村で設置済

2 職員対応要領の策定について

すべての市町村で設置済

3 障害者差別解消支援地域協議会の設置について

区分		市町村数	率
設置済		53	98%
設置 予定	2023年度	1	2%
計		54	

【参考】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（抜粋）

(令和5年3月14日閣議決定、令和6年4月1日施行)

第5 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

1 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

(2) 国及び地方公共団体の役割分担並びに連携・協力に向けた取組

相談対応等に際しては、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現に資する観点から、まず相談者にとって一番身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められる。都道府県は、市区町村への助言や広域的・専門的な事案についての支援・連携を行うとともに、必要に応じて一次的な相談窓口等の役割を担うことが考えられる。

4 障害者差別解消支援地域協議会

(3) 設置促進等に向けた取組

市区町村における協議会の設置等の促進に当たっては都道府県の役割が重要であり、都道府県においては、管内市区町村における協議会の設置・実施状況の把握や好事例の展開等を通じて、市区町村における取組のバックアップを積極的に行うことが望ましい。